平成２８年（フ）第３５号
群馬県伊勢崎市堀下町1261番地
債務者　滝沢亜希子
1　決定年月日時　平成28年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１５号
千葉県東金市東金919番地１　トップフラッツＥ－102
債務者　木村　裕治
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第３５号
静岡県沼津市今沢443番地の１　雇用促進住宅今沢宿舎１－407
債務者　沼倉　　繁
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２０号
静岡県富士市川成新町110番地
債務者　笠原季実子
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第６号
京都市山科区勧修寺東北出町137番地　ラポート勧修603
債務者　藤康工業こと　藤木　康次
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５８号
京都府宇治市小倉町西山59番地の２
債務者　富満　洋志
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５９号
京都府宇治市小倉町西山59番地の２
債務者　富満　奈々
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６８号
京都市下京区西七条名倉町21番地の79
債務者　坂平　尚代
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９８号
京都市中京区壬生森前町16番地16　ドエル綾小路３－Ｅ、前住所京都市右京区西院西三蔵町30番地　カームネス103号
債務者　瀬戸　牧子
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１２９号
京都市南区四ツ塚町86　ブロンセ東寺408、住民票上の住所京都市南区西九条南田町46番地
債務者　森重　慶子
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１３０号
京都市西京区桂上野東町94番地　ヴェルジュール桂川201号
債務者　染正こと　文田　正三
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１６２号
京都府八幡市男山泉15番地14　田村マンション202
債務者　日髙　昭二
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１６５号
京都市南区吉祥院政所町37番地２　清風苑103号
債務者　川島　宏重
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１６６号
京都府宇治市五ケ庄梅林59番地　マンション幸Ｃ棟302号
債務者　大石　浩司
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１６９号
京都市山科区西野大鳥井町10番地３　グランバード西野Ⅱ301
債務者　藤本久美子
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１７５号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地58　向島市営住宅１－５棟201号
債務者　髙田　梨沙
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１７８号
京都府八幡市美濃山千原谷14番地の30
債務者　佐藤　美絵
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係